

議案第 6 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

亀山市地区コミュニティセンター条例（平成17年亀山市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 965 802 1283"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>城東地区コミュニティセンター</td><td><u>亀山市東町一丁目8番8号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	城東地区コミュニティセンター	<u>亀山市東町一丁目8番8号</u>	[略]	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="850 965 1396 1283"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>城東地区コミュニティセンター</td><td><u>亀山市東丸町517番地6</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	城東地区コミュニティセンター	<u>亀山市東丸町517番地6</u>	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
城東地区コミュニティセンター	<u>亀山市東町一丁目8番8号</u>																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
城東地区コミュニティセンター	<u>亀山市東丸町517番地6</u>																
[略]	[略]																
備考 表中の [ ] の記載は注記である。																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。